資料４－２

地方独立行政法人北海道立総合研究機構　業務方法書

第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第１項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行細則（平成 19 年北海道規則第 35 号）第２条に規定する事項を定め、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第２条　法人は、法第 26 条第１項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第２章　法人の業務等

（農業に関する業務）

第３条　法人は、農業に関する次の業務を行う。

(1) 農業に関する試験、研究、調査及び技術開発
(2) 農産種苗及び家畜の保存、増殖及び配布
(3) 農業に関する依頼による試験、分析、測定等
(4) 農業に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
(5) その他前各号の業務に附帯する業務

（水産に関する業務）

第４条　法人は、水産業に関する次の業務を行う。

(1) 水産業に関する試験、研究、調査及び技術開発
(2) 水産業に関する依頼による試験、分析、測定等
(3) 水産業に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
(4) その他前各号の業務に附帯する業務

（森林に関する業務）

第５条　法人は、森林、林業及び林産物に関する次の業務を行う。

(1) 森林、林業及び林産物に関する試験、研究、調査及び技術開発
(2) 森林、林業及び林産物に関する依頼による試験、分析、測定等
(3) 森林、林業及び林産物に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
(4) その他前各号の業務に附帯する業務

（産業技術に関する業務）

第６条　法人は、工業及び食品加工に関する次の業務を行う。

(1) 工業及び食品加工に関する試験、研究、調査及び技術開発
(2) 工業及び食品加工に関する依頼による試験、分析、測定等
(3) 工業及び食品加工に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
(4) その他前各号の業務に附帯する業務

（環境及び地質に関する業務）

第７条　法人は、環境及び地質に関する次の業務を行う。

(1) 環境及び地質に関する試験、研究、調査及び技術開発
(2) 環境及び地質に関する依頼による試験、分析、測定等
(3) 環境及び地質に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
(4) その他前各号の業務に附帯する業務

（建築に関する業務）
第８条　法人は、北方地域における建築及びまちづくりに関する次の業務を行う。
(1) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発
(2) 建築及びまちづくりに関する依頼による試験､分析、測定等
(3) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条の３第１項本文又は第 18 条第４項本文に規定する構造計算適合性判定
(5) 建築基準法第 68 条の 25 第３項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価
(6) その他前各号の業務に附帯する業務

（試験機器等の設備及び施設の提供）
第９条　法人は、試験機器等の設備及び施設を企業等に貸し付けることができる。

（対価の徴収）
第 10 条　法人は、第３条から前条までに掲げる業務のうち必要なものについて、別に定めるところにより所要の対価を徴収することができる。

第３章　業務の委託

（業務委託の基準）
第 11 条　法人は、法人の定款第 11 条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）
第 12 条　法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第４章　競争入札その他契約に関する事項

第 13 条　法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第５章　その他

第 14 条　この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。